

機能文法としての発話行為の役割

——発話行為の理論と展開——

中園篤典

(受付 2002年10月11日)

Summary

This paper deals with the problem of the semantic ambiguity of speech acts, reviewing the study of the speech act theory. A speech act is approximately the functions which is performed in a given context and is becoming more and more important in the current research on the syntax and pragmatics. As for the speech act theory by Austin or Searle, the focus of researches was limited only to the speaker. Recently even not only a speaker but a hearer came to take into consideration. It is the problem of the semantic ambiguity of speech acts which becomes a problem in such a research trend. Utterances can carry out various functions by a hearer's interpretations. By focusing on the syntactic phenomenon in a quotation, it becomes possible to study this problem.

1. はじめに

発話行為論 (speech act theory) は、言語使用場面で発話がどのような機能を果たすのかを研究する分野であり、語用論 (pragmatics) の重要な一部を成す。この理論は、ヴィトゲンシュタイン (Wittgenstein) やオースチン (Austin), サール (Searle) ら言語学者の手によって発展してきたため、哲学的語用論 (philosophical pragmatics) と呼ばれる場合もある。オースチンによって初めて確立された発話行為という概念は、続くサールによって形式化され、理論的な体系化が完成したといわれている。この章では、発話行為論が発展してきた歴史を振り返りつつ、そこにどのような問題点があるのか、そしてどのような方法によってそれを克服してゆけばよいのかについて考察していきたいと思う。

2. 発話行為論の概観

2-1. 陳述文と遂行文

言語内の意味 (meaning) を主要なテーマとして扱ってきた意味論では、真と偽の問題 (issues of truth and falsity) が主要な関心事であった。文の役割は、単に何らかの事態を記

述する事であるから、真か偽かという二分法で捉えることができると考えられていた。このような論理実証主義（logical positivism）の立場からみると、あらゆる文が必ず真か偽かのどちらかに属している事になる。例えば、次の(1)の文は、もし事実と合致していれば真であり、合致していないければ偽となる。

- (1) a. その猫はマットの上にいる。
b. 雨が降っている。
c. 地球はまるい。

このような見方に対して異議を唱えたのが、ウィトゲンシュタインやオースチンら日常言語学派の学者たちである。特に、Austin (1962) では、真偽判断のできない文の存在を指摘する事により、真理条件だけに頼って文の意味を理解しようとする考え方の限界が指摘されている。真理値をもたない文とは、例えば次のようなものである。

- (2) a. 私はこの船をエリザベス号と名づける。
b. 私は君に無罪を宣言する。
c. 明日雨が降る方に、僕は6ペソス賭ける。

(2)のタイプの発話は、何らかの事態を記述したり報告しているのではない。これらは発話される事によって、命名や宣言、賭けという行為が同時に遂行される。そのような行為自体に対して、真か偽かを問う事は無意味であるから、真偽判断が可能な(1)のタイプと違って、(2)のタイプはその発話に対し真偽判断を下す事ができない。オースチンは、(1)のように伝統的な意味論の範囲内で処理できる発話と、(2)のような真理値をもたない発話を、次のように区別している (Austin 1962: 1-7)¹⁾。

- (3) a. 事実確認的発話 (constative utterance)
b. 行為遂行的発話 (performative utterance)

前者の陳述文 (constatives) は「何ごとかを言う (to say things)」という機能をもつ発話であり、基本的には真理値という基準によって分析する事が可能である。一方、後者の遂行文 (performatives) は「何ごとかを行う (to do things)」という機能をもつ発話であり、このタイプの発話に、真偽値は無関係である。

さらにオースチンは、遂行文を判断するための基準を、その発話が適切 (happy) か不適切 (unhappy) かという点に求めている。(1)の発話が真か偽かを判断できるのと同じように、(2)の発話はそれが社会的にみて適切か不適切かによって判断する事ができるのである。また、オースチンは遂行文が適切に成立するための条件として、次の適切性条件 (felicity conditions) をあげている (Austin 1962: 14-15)。

1) この区別で用いられている用語は、坂本 (1978: 4-13) による日本語訳。以下、「陳述文 (constative)」「遂行文 (performative)」と呼ぶ。

- A (1) 慣習的な手続きをもつある手続きが存在しなければならない。
(2) その手続きに適切な環境と人が揃っていなければならぬ。
- B その手続きは、(1)正しく(2)完全に実行されなければならない。
- C (1) 行為者は、その手続きを行う意志がなければならない。
(2) 言った事は実行しなければならない。

オースチンの適切性条件は、行為の成立と次のように関係する。例えば、現代で「離婚」という行為が成立するためには、必ず両者の合意が必要である。だから、ただ男が女に「離婚する」と言うだけでは、手続き不足のため離婚は成立しない。適切性条件でいえば、その発話は A(1)に違反しているといえる。また、「洗礼」という行為は、正式な資格をもつ牧師が教会でこれを正しく行って初めて成立する行為である。いくら正しい手続きにのっとって行ったとしても、行為者が資格のない人間であったら、それは洗礼にならない。なぜなら、彼の行為は適切性条件 A(2)に違反しているからである。また、いくら正式な資格のある人がこれを行ったとしても、めちゃくちゃな手順でこれを行ったとしたら、やはり洗礼にならない。これは、適切性条件 B に違反しているからである。オースチンは、以上のような適切性条件 A と B に対する違反を不発 (misfires) と呼んでいる。

残る適切性条件 C に違反する例は次のようなものである。

- (4) 君は帰った方がいいよ。
- (5) 君と結婚する。

(4)が「助言」として成立するためには、発話者が自分の発話が相手のためになると信じていなければならない。もし、そうでなければ、これは不誠実な助言というだけであり、助言としては成立していない事になる。同様に、(5)がする気のない約束であれば、やはりこれは不誠実な約束であり、約束とはならない。オースチンは、このような適切性条件 C に対する違反を濫用 (abuses) と呼んでいる。

こうした陳述文と遂行文の区別は、意味論の中できわめて重要である。また、オースチンは、遂行文に見られる文法的特徴を次のように定義している。

主語が一人称単数、間接目的語が二人称単数であり、動詞は遂行動詞に属し、現在形、直説法、能動態肯定形である。

次の発話は上の文法的特徴に合致しているから、遂行文であると分かる。だから、我々はそれを発話する事により「謝罪」という行為を遂行できる。

- (6) 私は謝る。

ところが、次のような発話はどれもその基準に違反するため、遂行文ではなく陳述文である。したがって、たとえ発話したとしても「謝罪」している事にならない。

- (7) a. 私は謝った。

- b. 私は謝っている。
- c. 彼は謝る。

また、遂行文を判断するための言語テストとして、オースチンは「今ここに (hereby)」との共起をあげている。もしその発話が遂行文であれば、その発話自体が行為そのものを表すため、次のように「今ここに」を用いて表現できる。

- (8) a. 私は (今ここに) 君に有罪を宣告する。
 b. 私は (今ここに) 6ペナス賭ける。
 c. 私は (今ここに) 君を議長に任命する。

しかし、その発話が次のように陳述文であれば、それは不可能になる²⁾。

- (9) a. その猫は (*今ここに) マットの上にいる。
 b. 雨が (*今ここに) 降っている。
 c. 地球は (*今ここに) まるい。

2-2. 二分法の否定

「一人称主語現在形」という遂行文の文法的特徴と“hereby”テストは、遂行文を判断するための有効な基準に見える。しかし、これが完全な基準とはならない事は、次の三つの発話が遂行文なのか陳述文なのかを考える事により明らかになる³⁾。

- (10) a. 私は君に有罪を宣告する。
 b. 君がやったんだ！
 c. 有罪！

(10)a-c の中で遂行文の文法的特徴に合致しているのは、(10)a だけである。また、(10)a-c の中で「今ここで」を挿入できるのも、次のように(10)a だけである。

- (11) a. 私は (今ここに) 君に有罪を宣告する。
 b. 君が (*今ここに) やったんだ！
 c. (*今ここに) 有罪！

だから、これまでの定義に従えば、(10)a-c の発話の中で遂行文と認められるのは(10)aのみであり、(10)b-c は陳述文という事になる。しかし、一方で三つの発話が同じ「宣告」という行為を遂行している事も明らかであるから、(10)a だけでなく(10)b-c も遂行文であると認める事ができるような考え方が必要となってくる。

2) 日本語は受容可能かもしれないが、英語の場合は完全に不適切である。

(1) a. The cat is *hereby on the mat.
 b. It *hereby rains.
 c. The earth is *hereby round.

3) ここでは、Levinson (1983: 233) の議論を参考にした。

そこでオースチンは、(10)aのような発話を「顕在的な遂行文」とする一方で、(10)b-cのような発話を「陰伏的な遂行文」とする事により、(10)a-cの発話を同じ遂行文として扱う事ができるように考え方を変えた(Austin 1962: 32)⁴⁾。

- (12) a. 顕在的な遂行文 (explicit performatives)
b. 陰伏的な遂行文 (implicit performatives)

これにより、「一人称主語現在形」という基準や“hereby”テストをクリアしていなくても、遂行文を認定する事ができるようになった。これは、遂行文の概念を拡大していく事に他ならない。さらに、同じような例を見よう。

- (13) a. 私はすぐ帰るように命令する。
b. すぐ帰れ。
c. もう夜遅いよ。

まず(13)aは遂行動詞「命令する」が顕在化しているので、明示的遂行文である。また、(13)b-cでは、遂行動詞は顕在化していないものの、やはり「命令」という発話行為を遂行していることには変わりないから、非明示的遂行文であるとされる。結局、(13)a-cの発話はすべて遂行文であるという事になる。

ここまで考察を進めると、陳述文という範疇をもうける必要がなくなってしまう事に気がつかれる。なぜなら、次の発話はどちらも遂行文だと考えればいいからである。

- (14) a. 私はポールは来ると述べる。
b. ポールは来る。

(14)aは遂行動詞「述べる」が顕在化しているので、明示的遂行文である。一方、(14)bのような陳述文も、やはり「陳述」という行為を遂行しているから、非明示的ではあるが、これも遂行文の一種には違いない。ここで重要なのは、「陳述」という陳述文に特徴的な要素が、普通の発話行為として他の行為と同列に並べられている点にある。

発話行為 { 命令、質問、約束,
 感嘆、陳述、依頼、
 助言、警告、挨拶…… }

「すべての発話が遂行文である」であるというオースチンの結論は、以上のような経緯で生まれた。人間は発話する事により、必ず何らかの発話行為を遂行しているのである。つまり、どのような発話も分解すれば、次のような構造をしている事になる。

$$\text{発話 (utterance)} = \text{命題 (proposition)} + \text{行為 (force)}$$

4) この分類で用いられている用語は、坂本(1978: 55)による日本語訳。以下では、単に「明示的遂行文」「非明示的遂行文」と呼ぶ事にする。

このように、オースチンによって発話に付随する発話行為の存在が明らかにされ、言語(language)と発話行為(force)の分離が行われたといえる。そして、伝統的な陳述文と遂行文の二分法(dichotomy)が否定され、遂行文だけが唯一の範疇として残ったのである。

では、最初に述べた陳述文と遂行文の明らかな相違はどうなったのであろうか。一般的に、陳述文は真か偽かによって規定されるが、遂行文は適切か不適切かによって決まるとされている。真理条件と適切性条件の差は、前者が二者択一であるのに対し、後者が程度問題である点にある。しかし、オースチンは真理条件と適切性条件の区別さえも実は曖昧である事を、次のような例をあげて説明している(Austin 1963)。

- (15) a. フランスは6角形だ。
- b. オックスフォードはロンドンから40マイルの位置にある。

(15)はどちらも陳述文であるが、その真理値は真か偽かの二者択一では計れない。ある程度真であり、ある程度偽であるからである。このように真理条件も、適切性条件と同じように、程度問題という側面があるのである。

2-3. 発話行為の種類

オースチンは、あらゆる発話が具体的には次の三種類の行為に還元できるとしている(Austin 1962: 92-107)⁵⁾。

- (16) 発語行為(locutionary act)
 - a. 音声行為(phonetic act)
 - b. 用語行為(phatic act)
 - c. 意味行為(rhetic act)
- (17) 発話内行為(illocutionary act)
- (18) 発話媒介行為(perlocutionary act)

まず(16)の「発語行為」は、何ごとかを言うという行為(act of saying something)であり、音声行為・用語行為・意味行為の三つから構成される(Austin 1962: 92-93)。以下に簡単に解説しておく。

我々が何かを言うときに、まずある一定の音声(noise)を発しなければならない。これが、音声行為である。しかし、ただ音声を発するだけでは、発語行為は成立しない。これは、動物が鳴いても、何かを言っている事にならないのと同じである。だから、さらに我々は単語(words)をある一定の文法に合致した形で配列しなければならない。これが、用語行為である。

5) この分類で用いられている用語は、坂本(1978: 161-162)による日本語訳。

しかし、音声行為と用語行為だけでは、まだ何かを言っている事にはならないのである。例えば、たとえ「ビレテ」という語が好きでも、もしそれに対応する指示対象がこの世に存在しなければ、いくらそれを発したとしても何ごとかを言っている事にはならない。したがって、我々は一定の意味と指示対象をもった語を用いなければならない。これが、意味行為である。このように、音声行為と語行為、意味行為がそろって初めて、我々は何かを言うという発語行為を行う事ができる。

この発語行為は、従来の言語学（特に統語論）が中心的に扱ってきた分野である。しかし、オースチンが発話行為論の中で、中心的に目を向けたのは、むしろ(17)の「発話内行為」と、(18)の「発話媒介行為」の方である。

発話内行為とは、何かを言うという行為そのものではなく、何かを言いつつ行われている行為（act in saying something）の事である。これには、例えば「陳述する」「約束する」「質問する」「命令する」「勧告する」などが含まれる。一方、発話媒介行為とは、何かを言う事によって結果的に遂行される行為（act by saying something）である。これには、例えば「信じさせる」「説得する」「驚かせる」「喜ばせる」「慰める」などが含まれる。

ここで、次のような発話と同時に、どのような発話行為が遂行されるのか考えてみよう。

(19) Shoot her !

「彼女を撃て！」

このとき、発話者は(19)を発話しつつ、聞き手に命令している。この「命令する」という行為は、(19)の発話に伴って遂行される行為であるから、発話内行為であると考えられる。また、(19)を発話する事によって、結果的に発話者は聞き手を脅している事にもなる。この「脅す」という行為は、(19)の発話の結果として遂行される行為であるから、発話媒介行為であると考えられる。

なお、発話内行為と発話媒介行為の区別は難しい問題であるが、Austin (1962: 103) ではこの区別に関する言語的テストとして、明示的遂行文へのパラフレーズをあげている。例えば、(19)の発話は、次の(20)a のような明示的遂行文で言い換える事ができるが、(20)b のような形に言い換える事はできない。

(20) a. I order you to shoot her.

私は君に彼女を撃てと命令する。

b. *I threaten you to shoot her.

*私は君に彼女を撃てと脅す。

この事実を根拠に、山梨 (1986b: 48) では、「命令」を発話内行為、「脅し」を発話媒介行為として区別する事ができると述べている。

こうしたオースチンによる発話行為の分析は、続くサールによって体系化される事になる

(Searle 1969)。ただしサールは、オースチンによる発話行為の分類を採用せず、これを次のように分類しなおしている (Searle 1969: 23–25)⁶⁾。

- (21) 発語行為 (utterance act)
- (22) 命題行為 (propositional act)
 - a. 指示行為 (act of referring)
 - b. 述定行為 (act of predication)
- (23) 発話内行為 (illocutionary act)
- (24) 発話媒介行為 (perlocutionary act)

さらにサールは、オースチンが提案した言語と行為の分離をより簡潔に示すため、これを次のような記号で表した (Searle 1969: 22)。

F (p)

上の記号は、あらゆる発話が命題行為（指示・述定）による命題 “p” と発話内行為による力 “F” から構成されている事を表している。発話内行為 “F” は、断定 (assertions) の場合 “|”，諾否疑問 (yes-no questions) の場合 “?”, 命令 (request) の場合 “!”, 警告 (warning) の場合 “W” として表記される事になっているから、それに従うと (25)a–d は次のような記号で表す事ができる (Searle 1969: 29–33)。

- (25) a. ポールが来る。 | (p)
- b. ポールは来るか？ ? (p)
- c. ポールよ、来い。 ! (p)
- d. ポールよ、来るべきだ。 w (p)

2-4. 発話行為の規則

次にサールは、(26)のような発話を聞いたとき、なぜそれが「約束」であると分かるのかという問題について考察している (Searle 1965)。

- (26) a. 私は早めに帰ってくると約束する。
- b. 早めに帰るよ。
- c. 5時ね。

もし、(26)a のような明示的遂行文であれば、発話内行為が表面に表れているからそれと分かるのだと説明できるだろう。しかし、その説明は(26)b–c のような非明示的遂行文では

6) この分類で用いられている用語は、坂本・土屋 (1986: 40–41) による日本語訳を、サールの発語行為は、オースチンの音声行為と用語行為に対応する。また、サールの命題行為は、オースチンの意味行為に対応する。

機能文法としての発話行為の役割

通用しない。なぜなら、(26)b-c のどこを探しても「約束」とは一言も言及していないからである。だが、我々は(26)b-c を聞いて、確かにそれが約束であると認識できる。

だとすれば、(26)b-c の背後に目に見えない規則が存在して、その規則のおかげで、我々は(26)b-c の発話から「約束」を導く事ができるのだと考えられる。



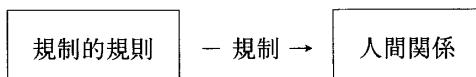
サールは、規則を「規制的規則」と「構成的規則」に区別する事によって、この文形と発話行為を結び付けるような規則を説明しようとしている。

(27) a. 規制的規則 (regulative rules)

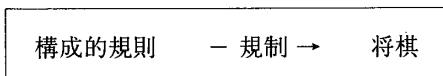
b. 構成的規則 (constitutive rules)

規制的規則とは、もともと存在する行動を、何らかの規範によって規制するような規則である。規制的規則の典型なものには、エチケットの規則がある。エチケットが規制する人間関係は、規則とは別にもともと存在するものである。このような人間関係を友好に進めたいという規範意識から、我々は様々な規則を考え出してきた。

例えば、「初対面ではにこやかに握手しろ」「知らない人には話しかけるな」「卑猥な事を言うな」などは規制的規則の例である。このような規制的規則の特徴は、規則が命令の形式「X しろ！ (Do X !)」「もし Y なら X しろ！ (If Y do X !)」をとる事である。このような規制的規則を図示すると、次のようになる。



一方、構成的規則とは、規則が行動そのものを定義するようなものである。構成的規則の典型的なものに、将棋の規則がある。将棋は「まっすぐに動くコマを飛車とみなす」「斜めに動くコマを角とみなす」「9×9マスの板を将棋盤とみなす」など構成的規則の集合それ自体が将棋の定義となっている。このような構成的規則の特徴は、規則が同語反復的な形式「X する事は Y と見なされる (X counts as Y)」をとる事である。このような構成的規則を図示すると、次のようになる。



これら構成的規則は、最初に述べた規制的規則と全く性質が異なる点に注意すべきである。第一の根拠としては、規制的規則がその理由を問う事ができるのに対し、構成的規則では

それを問う事ができないという点があげられる。例えば、エチケットの規則は規制的規則の一種であるが、これに対して「なぜ初めて会った人に笑いかけなければならないのか」「なぜ人前で卑猥な事を言ってはいけないのか」などの問い合わせを発する事が可能である。これは、規制的規則が何らかの規範意識によって作られているからである。しかし、構成的規則にはそのような規範意識は存在しない。将棋の規則に対し「なぜ飛車はまっすぐに動くのか」「なぜ将棋盤は9×9マスなのか」という事は不可能である。これは、構成的規則がこのような規範意識から自由であるからである。

第二の根拠は、規制的規則であれば、たとえそれを破られたとしても依然としてそれが規制する対象は存在し続けるが、構成的規則の場合は、それを破ったとたんにそれが規制する対象自体が存在しなくなるという点にある。例えば、エチケットの規則を守らなかつたとしても、それと関係なく人間関係は依然として存在する。これは、エチケットと人間関係が別々に存在するからである。しかし、将棋の規則の場合は、もしそれが破られれば、それはもう将棋ではない。例えば、プレイヤーが勝手に飛車を斜めに動かしたりすれば、もはや将棋をやっている事にはならない。このように、将棋の規則と将棋は別物ではなく、将棋の規則が将棋の定義そのものなのである。

そしてサールは、発話と行為を結び付ける規則を、後者の構成的規則の束（*a series of constitutive rules*）としている。例えば、ある発話が「約束」として成立するためには、次のような条件が揃っていなければならぬ（Searle 1969: 54–71）。

(28) 「約束」が成立するための条件

- a. 命題は話し手による未来の行為である事。
- b. 話し手と聞き手はその行為が行われる事を望んでいる事。
- c. 話し手はそれを行おうと意図している事。
- d. 話し手はそれを行う義務を負う事。

(28)a–dの構成的規則は、それ自体で「約束」の定義となっている。逆に言えば、その発話が上のような条件が揃っている状況で発せられて初めて、それは「約束」とみなされるのである。このような構成的規則の束は、適切性条件（*felicity conditions*）と呼ばれている。サールの適切性条件は、オースチンのそれと基本的には軌を一にしながらも、いくつかの点で若干の差異がみられる。サールの適切性条件は、具体的に次の四つの条件から成り立つとされている（Searle 1969: 57–61)⁷⁾。

(29) a. 命題内容条件（propositional content condition）

- b. 事前条件（preparatory condition）

7) の適切条件で用いられている用語は、坂本・土屋（1986: 102–110）による日本語訳。

- c. 誠実性条件 (sincerity condition)
- d. 本質条件 (essential condition)

(29)a の「命題内容条件」は、問題の発話の命題内容 (P) が満たすべき条件であり、サールによって新しく提案された条件である。(29)b の「事前条件」は、発話の参加者（話し手・聞き手）や場面・状況設定に関する条件であり、オースチンのあげた条件 A と B に対応する。(29)c の「誠実性条件」は発話者の意図に関する条件であり、オースチンの条件 C にあたる。(29)d) の「本質条件」は、問題となっている行為遂行の義務に関する条件であり、サールによって新しく設定された条件である。

例えば、次のような発話が「約束」として機能せず、どれも不適切な発話と見なされるのは、適切性条件のどれかに違反しているからである。

- (30)
- a. *私は昨日早く帰ってくると約束する。
 - b. *私は君をしめ殺すと約束する。
 - c. *早く帰ってくると約束するが、そんなつもりはない。
 - d. *早く帰って来ると約束するが、そうする義務はない。

まず(30)a は過去の命題について約束しているので、命題内容条件に対する違反である。また、(30)b は聞き手の望まない事を約束しているため、事前条件に対する違反である。事前条件の違反は、オースチンのいう「不発」にあたる。(30)c では、話し手がやる気のない約束をしているので、誠実性条件に対する違反である。誠実性条件の違反は、オースチンのいう「濫用」にあたる⁸⁾。(30)d では、話し手がその約束に義務を感じていないので、本質条件の違反という事になる。

このように、オースチンによってその存在が明らかにされた発話行為は、サールの適切性条件によって厳密に形式化されたといえる。さらに、適切性条件が「依頼」を構成している場合を見る事にしよう。

- (31)
- a. 塩を取って下さい。
 - b. 塩を取ってくれますか？
 - c. 塩！

上のような発話を聞いたとき、我々はすぐ、それが「依頼」であると分かる。この言語直観は、サールの適切性条件によって説明する事ができるのである。サールは、ある発話が「依頼」として成立するときには、必ず次の条件が成立していると述べている。

- (32) 「依頼」が成立するための条件
- a. 命題は聞き手による未来の行為である。（命題内容条件）

8) 誠実性条件に違反した約束は、不誠実な約束 (insincere promise) と呼ばれる。

- b. 話し手は聞き手がその行為を実行する能力があると信じている。（事前条件）
- c. 話し手は聞き手によるその行為を欲している。（誠実性条件）
- d. 聞き手はその行為実行の義務を負わない。（本質条件）

同様に、ある発話が「質問」や「挨拶」として成立するときには、必ず次のような条件が成立しているとされている（Searle 1969: 66–67）。

(33) 「質問」が成立する五つの条件

- a. 任意の命題、または命題関数。（命題内容条件）
- b. 話し手は「答え」を知らない。（事前条件）
- c. 話し手はその情報を求めている。（誠実性条件）
- d. 話し手は聞き手からその情報を誘発しようと試みる。（本質条件）

(34) 「挨拶」が成立する二つの条件

- a. 話し手は聞き手とちょうど出会ったところである。（事前条件）
- b. 話し手は聞き手を礼儀正しく認知した事としてみなされる。（本質条件）

逆にいえば、上の条件が成立していて初めて、次の発話は「質問」や「挨拶」として成立するといえるのである。

(35) a. 彼の住所を知っていますか？

- b. 彼の住所を知りたいんですが。

(36) a. こんにちは。

- b. お元気ですか？

- c. 今日はいい天気ですね。

ちなみに、教室で先生が生徒に対して行うような「質問」は、厳密な意味では質問とはいえない。教室では、聞き手（生徒）が答えを知らず、話し手（先生）の方が答えを知っているのが普通であるから、これは「質問」の事前条件に違反する発話である。また、話し手と聞き手が出会ってしばらくしてから「挨拶」しても、これは挨拶として成立しない。また、ぶっきらぼうに敵意を見せながら挨拶しても、やはり挨拶としては成立しない。なぜなら、これらは「挨拶」の適切性条件に反するからである。

3. 発話行為論の問題点

3-1. コミュニケーションにおける聞き手の存在

ここで、発話行為論の展開をまとめておく事にする。オースチンの主張は、話し手が社会的な慣習にそった形で発話して初めて、それは適切に成立するというものであった。例えば、話し手が「命名（naming）」という行為を行うために、理論的には次のように様々な言い方

をする事が可能である。

- (37) a. 私はこの船をエリザベス号と名づける。
b. これはエリザベス号です。
c. エリザベス号。

しかし、社会的な慣習によれば、これらの発話の中で正式に「命名」と認められるのは(37)aのみであるから、現実の場面では、話し手は(37)aの発話を選んで発話しなければならない。

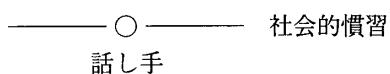
このようにオースチンの研究は、話し手の発話と社会的慣習の関係に関する研究という事ができるようだ。だから、オースチンはもっぱら、このような社会的な慣習性 (conventionality) の解明に力を注いだ。オースチンの適切性条件は、このような立場から考えられたものである。

(38) オースチンの適切性条件

- a. 慣習的な手続きをもつ手続きの存在。
b. その手続きの正しく完全な実行。
c. 行為者にその手続きを行う意志がある。

ここで注意すべきなのは、オースチンの適切性条件の言及する内容が、話し手の資格や手順、意志、義務に関するものに限定されているという点である。これは、オースチンのいう慣習が、話し手が従うべき規範のようなものとして考えられている事を意味する。つまり、慣習性というものが話し手の頭の中に存在し、話し手はそれに合致した発話をしているのだと考えられる。このようなオースチンの立場は、分析が話し手中心的であるという事ができるだろう。オースチンの枠組みを図示すると、次のようになる。

(39) オースチンの研究



一方、サールはオースチンの立場を基本的に受け継ぎながらも、この点に関しては立場を変えているように思われる。サールの理論の出発点は、次のような発話を聞いたとき、聞き手は何故これらすべて「約束」であると認識できるのかという点にあった。

- (40) a. 私は早めに帰ってくると約束する。
b. 早めに帰るよ。
c. 5時ね。

したがって、サールの研究は、聞き手が話し手の発話をどのように理解するかに関する研究であるといいかえる事ができるだろう。サールの適切性条件は、この問題に対する答えである。サールは、次のような条件が揃っている場合に、聞き手がそれを「約束」と見なすと考えた。これが、サールの適切性条件である。

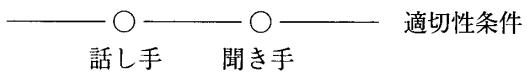
(41) 「約束」が成立するための条件

- a. 命題は話し手による未来の行為である事。
- b. 話し手と聞き手はその行為が行われる事を望んでいる事。
- c. 話し手はそれを行おうと意図している事。
- d. 話し手はそれを行う義務を負う事。

サールの適切性条件がオースチンの適切性条件と異なるのは、その条件の中に話し手だけでなく聞き手が果たす役割まで明記されている点である。上の「約束」の場合ならば、話し手の条件が満たされているだけでなく、聞き手の方でも「その行為を望んでいる」という条件を満たしていなければならない。また「質問」であれば、話し手の方が「答えを知らない」だけでなく、聞き手の方も「答えを知っている」という条件が揃っていなければならない。したがって、サールの適切性条件は、オースチンのそれに聞き手に関する条件をつけ加えたものであると考えられる事ができる。

つまり、サールの適切性条件は、話し手だけでは成立せず、聞き手もその条件に合致していなければならないのである。これは、サールが発話行為の研究に、聞き手という要因を導入した事を意味する。このようなサールの立場は、オースチンの話し手中心的な分析から移行してきたという事ができるだろう。これを図示すると、次のようになる。

(42) サールの研究



オースチンからサールへの流れの中で注目すべき変化は、(39)から(42)への変化に見られるように、その分析要因が話し手だけでなく聞き手にも広がっていったという点にある。

たしかに、発話の機能は聞き手がそれを認識して初めて成立するものであるから、発話行為論の分析要因が話し手だけに偏重されていたのは、発話行為論の本来の目的である発話場面全体 (total situation) の研究を進めていく上で好ましい状態とはいえない。発話行為の全体像 (total speech-act) を明らかにするためには、話し手だけでなく発話場面における聞き手の存在も同様に考慮にいれなければならない。

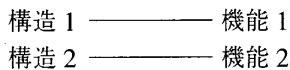
3-2. 間接発話行為の問題**3-2-1. 発話の曖昧性**

しかし、聞き手の存在を考慮に入れると、すぐに問題になってくるのが、現実の場面では発話がきわめて曖昧に用いられるという事実である。ここでまず、こうした発話の曖昧性という問題が、従来どのように扱われてきたのかを概観しておきたいと思う。

もし、何の文脈も想定せずに発話の機能 (function) を形式化しようと考えた場合、おそ

機能文法としての発話行為の役割

らく統語構造と一対一に対応するようなモデルを最初に考えつくだろう。つまり、疑問文 (Interrogative), 命令文 (Imperative), 平叙文 (Declarative), 感嘆文 (Exclamative) が、それぞれ質問 (asking), 命令 (ordering), 陳述 (stating), 感嘆 (exclaiming) として機能すると考えるようなモデルである。



ここで、疑問文を例に考えてみよう。疑問文が「質問」として機能するのは、上のような一対一のモデルでは当たり前である。例えば、次のような発話がこれにあたる。

- (43) a. 砂糖をいれますか？
- b. 少しうるさいですか？
- c. 何時間かかりましたか？

しかし、現実の発話を分析対象にすると、このモデルはすぐに破綻してしまう。例えば、次の発話は文法的には疑問文であるから、もし統語構造と発話行為が一対一に対応しているならば、ここでも「質問」として機能する筈である。しかし、次のような発話は「依頼」として機能するのが普通である。

- (44) a. そこの塩を取れますか？
- b. もう少し静かにできないんですか？
- c. 時間分かりますか？

このように、統語的に疑問文であっても、発話の機能は質問に限定されず、依頼や陳謝、勧誘、感嘆など様々な機能を遂行する可能性がある。同じ構造をもつのにも関わらず、聞き手は文脈によって、次のように機能が異なるように感じる所以である。



実際には、ほとんどの発話が、聞き手の認識次第で、複数の発話行為を遂行できる。このように、疑問文が間接的に依頼や勧誘などの発話行為を遂行する現象は、間接発話行為 (indirect speech acts) と呼ばれている。

この間接発話行為を説明するために、ロスの遂行仮説 (performative hypothesis) に基づいたサドックの分析 (Sadock 1974) や、サールの適切性条件を基礎においたゴードンとレイコフの分析 (Gordon and Lakoff 1971), オースチンの慣習性 (conventionality) の概念を発展させたモーガンの分析 (Morgan 1978) など様々な枠組みが考えられてきた。なお、山梨 (1986a) は、それぞれの立場を次のように名づけている。

- (45) a. 多義説 : Sadock (1974)
- b. 推論説 : Gordon and Lakoff (1971)

c. 慣用説：Morgan (1978)

以下で、それぞれの考え方を概観する事にしよう。

3-2-2. サドックの分析

サドックは、同じ構造をもつ発話が文脈によってさまざまな機能をもつ現象を、ロスの遂行仮説を用いながら統語論の枠組みで処理しようとした (Sadock 1974)。彼の主張は、異なる機能をもつような発話は、表面的には同じに見えても、深層ではやはり異なる構造をもつというものである。例えば、次の発話は「依頼」とも「質問」とも解釈できる。

(46) その塩をとれますか？

しかし、(46)の発話に二つの機能がある以上、表面的には同じに見えても、深層のレベルでは二つの構造を区別して考えなければならない。サドックは、この問題を(46)の深層に二つの遂行節を仮定する事で解決しようとした。つまり、(46)のような発話は、次のような二つの深層構造から、遂行説削除の結果、派生してきたと見なされる (Ross 1970)。

(47) a. 私は君がその塩を取るように依頼する。

b. 私は君にその塩をとれるかどうか尋ねる。

(46) が「依頼」として解釈される場合、それは(47)a から派生してきたと考えられる。また、(46)が「質問」として解釈される場合、それは(47)b からの派生であると考える。これが、(46)の曖昧性に対するサドックの説明である。

しかし、サドック自身も後に認めているように、遂行仮説には余りにも無理が多いとされている (Sadock 1988)。例えば、次の(48)が遂行する発話行為は「約束」「警告」「予測」など無限の機能が考えられる⁹⁾。

(48) 私はすぐに戻ってくるぞ。

同様に、次の(49)が遂行する発話行為も「命令」「陳述」など無限に考えられる。

(49) ここはとても暑いね。

もし、遂行仮説にしたがうなら、(48)(49)の深層にそれが遂行する発話行為と同じ数の遂行節を仮定しなければならない。結局、すべての文の深層構造に無限の遂行節を仮定しなければならなくなる。このような作業に理論的な意味がないのは明らかである。したがって、我々に残された考え方、「推論説」か「慣用説」だけという事になる。さらに、それぞれの考え方を検討していく事にしよう。

9) これらは、Sadock (1988) であげられている例である。

3-2-3. ゴードンとレイコフの分析

ゴードンとレイコフは、間接的に「依頼」を遂行するような発話が、ある一定の文形に限定される点をまず指摘している (Gordon and Lakoff 1971)。例えば、誰かに対して間接的に依頼するとき、我々は次のような言い方をするのが普通である。

- (50) a. 私は君に塩を取ってほしい。
b. その塩を取れますか？

そして、上のような発話を聞いたとき、我々はまず百パーセントこれを「依頼」であると解釈する。しかし、形の上では一言も「依頼」であると言っていないから、(50)から何らかの推論を使って、その解釈を導き出したと考えられる。

このような推論が可能になる理由を説明するために、ゴードンとレイコフは、(50)がサークによる依頼の適切性条件を言語化したものである点に着目した。サークによると依頼が成立する条件には、次のようなものがある (Searle 1969: 66–67)。

(51) 「依頼」の適切性条件

- a. 話し手は聞き手がその行為をするのを望んでいる。
b. 聞き手はその行為を行う能力がある。

したがって、話し手の願望に言及するような発話であれば、(50)a に限らずどのようなものでも、間接的に依頼を遂行する事が可能である。

- (52) a. 私の望みは、君が塩をとる事だ。
b. 君が塩を取ってくれたらなあ。
c. 塩を取ってくれたら、とても助かるんだが。

同様に、聞き手の能力に言及するような発話であれば、(50)b に限らずどのようなものでも、間接的に依頼を遂行する事ができる。

- (53) a. 君は塩に手が届くね。
b. 塩に手が届きますか？
c. 手があいてますか？

このように、ゴードンとレイコフの推論説によれば、その表現が話し手の願望や聞き手の能力に言及するものであれば、推論によってそこから依頼を導く事ができると考える。

これは間接発話行為を分析する上で、たいへん重要な知見を含んでいるが、一方でこのような推論だけでは不十分であるという点も指摘されている。なぜなら、適切性条件の言語化からの推論では、普通の文脈で次の(54)a だけが「依頼」となり、(54)b が「質問」としての解釈しか受けない事実を説明できないからである。

- (54) a. Can you pass me the salt ?
b. Are you able to pass me the salt ?

3-2-4. モーガンの分析

これに対しモーガンは、間接発話行為をすべて慣習（convention）によって説明しようとしている（Morgan 1978）。モーガンによれば、我々がある発話を聞いて、その構造とはまったく別の発話行為を認識する事ができるのは、我々がそれを慣習的に学んでいるからである。だから、子供はまだその慣習を学んでいないので、間接発話行為の解釈を間違える場合が多いのである。したがって、大人ならば次の発話を「質問」と解釈する可能性はないが、子供の場合は十分ありうる事になる。

(55) Can you pass me the salt ?

しかし、大人になるにしたがって、子供は(55)の疑問文は「依頼」として用いられる場合がほとんどであるという慣習的な事實を、次第に学んでいくのである。モーガンは、このような慣習を言語使用の慣習（convention of usage）と呼び、言語構造を統率する慣習（convention of language）と区別している。このような慣習説をとれば、次のように意味的には類似するが異なる解釈を受けるような発話を説明する事が可能である。

(56) a. Can you pass me the salt ?

b. Are you able to pass me the salt ?

(56)a が「依頼」として解釈されるのは “Can you ~” が依頼表現として慣習的に確立しているからである。一方、(56)b が「依頼」として解釈されないのは “Are you able to ~” という表現が慣習的に依頼表現として確立していないからである。

モーガンの慣習説は、ゴードンとレイコフの推論説と対立するものである。モーガンは、我々が間接発話行為を理解できるのは、それが社会的な慣習として成立しているからであつて、個人的な推論によって勝手に導かれるものではないのである¹⁰⁾。

4. まとめ

本稿は、オースチンやサールによる発話行為論を概観しながら、その研究対象が話し手だけに限定されていた時代から、聞き手まで考慮に入れようになつたという研究動向について述べた。このように聞き手を含める研究動向の中で、自然と問題になってくるのが発話行為の多様性の問題である。発話は聞き手がそれをどう解釈するかによって、さまざまな機能を遂行し得る。中園（1994）で提案した「引用文による発話行為の研究」は、引用文にみられる統語現象に焦点を当てる事により、このような発話行為の多様性を研究しようとするものである。

10) しかし、間接発話行為の解釈に推論が全く関係していないとはいえないし、また間接話行為がすべて慣習によって説明できるとも考えにくい。したがって、将来的には推論と慣習の双方から分析を進めていく方法が妥当であると思われる。

参考文献

- Austin, J. L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. (坂本百大 訳『言語と行為』大修館書店, 1978)
- Gordon, D & Lakoff, G. 1971. "Conversational Postulates." CLS 7.
- Morgan, J. 1978. "Two types of convention in indirect speech acts." Cole and Morgan (eds.) *Syntax and Semantics 3: Speech acts*. Academic Press.
- Ross, J. R. 1970. "On declarative sentences". Jacobs and Rosenbaum (eds.) *Reading in English Transformational Grammar*. Ginn.
- Sadock, J. M. 1974. *Toward a Linguistic Theory of Speech Acts*. Academic Press.
- 1988. "Speech act distinctions in grammar." Newmeyer (ed.) *Linguistic Theory: Extentions and Implications*. Cambridge University Press.
- Searle, J. R. 1969. *Speech Acts: An essay in the philosophy of language*. Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊 訳『言語行為』勁草書房, 1986)
- 鎌田 修 (2000) 『日本語の引用』ひつじ書房
- 中園篤典 (1994) 「引用文のダイクシス——発話行為論からの分析——」『言語研究』
- 西山祐司 (1977) 「最近の言語理論の動向 <発話行為理論を中心に>」『言語』12月号 大修館書店
- 藤田保幸 (1999) 「『話法』のとらえ方に関する覚書」『滋賀大国文』37
——— (2000) 『国語引用構文の研究』和泉書院
- 村田勇三郎 (1982) 『機能英文法』大修館書店
- 毛利可信 (1980) 『英語の語用論』大修館書店
- 安井 稔 (1978) 『言外の意味』研究社
- 山梨正明 (1986) 『発話行為』大修館書店